

MMR訴訟 原告の会見

厚生労働記者会の皆様へ

1993 年 12 月提訴のMMR（新 3 種混合ワクチン）訴訟について、これまで皆様には大変お世話になりました。大阪高裁判決において被告国の指導監督責任が確定いたしました。下記の通り、終結した 2 家族が厚生労働大臣に謝罪と今後の予防接種行政における安全確保策などを求め、交渉を行います。その結果について同日会見を致しますのでよろしくお願い致します。

MMR訴訟原告・支援者一同

連絡先：080-5347-4533（栗原）

厚労省交渉 9月7日（木）午後3時30分より
（顔撮り可能）会場（省内）未定につき
確定し次第お知らせします

参加原告 木下正美 死亡児の父 大阪府 48 才）
上野秀雄 後遺障害児の父 岩手県 53 才）
その他支援団体関係者が同席

会 見 9月7日（木）午後5時30分より
記者会会見場にて

別紙 1

MMR訴訟

(MMR訴訟弁護団)

武 田 純

(薬害対策弁護士連絡会幹事)

1 事案の概要

本件は、厚生省が昭和 63 年に製造承認したMMRワクチン（麻疹、風疹、おたふくかぜの新三種混合ワクチン）の接種を受けた 3 名の乳幼児が接種後に死亡したり、急性脳症による重度の後遺障害を負ったりしたことについて、各被害児の両親及び生存している被害児本人がワクチン製造業者である財団法人阪大微生物病研究会と同ワクチンの製造承認及び実施の主体である国を相手に損害賠償を求めている事案である。

本件の特徴は、接種されたワクチンそのものに重大な欠陥があり、平成 5 年 4 月以降は接種そのものが中止されて今日に至っていることである。したがって、本件訴訟では同ワクチンの製造承認及び実施そのものの是非が中心的争点となっており、個々の接種行為についての過失（禁忌者への接種）が中心的争点とされてきた従来の予防接種訴訟とは性格を異にしている。本件MMRワクチンは、接種期間中に 1700 名を超える乳幼児に無菌性髄膜炎を初めとする重篤な副反応を発生させた欠陥ワクチンであり、このような多数の副反応を生じさせた最大の原因は、製造業者である阪大微研が薬事法に基づく製造承認を受けた製造方法を無断変更し、毒性の強いワクチンを違法に製造していたことにあると考えられる。阪大微研は、上記の製造方法の無断変更の事実が発覚したことにより、平成 6 年 2 月に薬事法違反の行政処分を受けている。

2 訴訟の経過

本件の原告は、平成元年 10 月と平成 3 年 6 月にいずれも大阪府内でMMRワクチンの接種を受けた後に死亡した 2 名の男児の各両親（平成 5 年 12 月 24 日提訴）及び平成 3 年 4 月に岩手県内で同ワクチンの接種を受けた後に急性脳症を発症し、重度の後遺障害を負った女児本人及びその両親（平成 8 年 4 月 23 日提訴）である。

上記 3 名の被害児についての損害賠償請求事件は第一審で併合され、平成 15 年 3 月 13 日に大阪地方裁判所第 23 民事部（吉川慎一裁判長）において第一審判決が言い渡され、平成 18 年 4 月 20 日に大阪高等裁判所第 1 民事部（横田勝年裁判長）において控訴審判決が言い渡されたが、同年 5 月 2 日に 1 名の被害児の両親が最高裁に上告受理申立を行い、現在に至っている。

3 訴訟の中心的争点と第一審、控訴審判決の要旨

本件訴訟の中心的争点は、①ワクチン接種と被害児の死亡、後遺障害との因果関係、②被告阪大微研の責任、③被告国の責任の3点にあった。

第一審判決では、①被害児のうち1名についてワクチン接種と死亡との因果関係を否定し、他の2名の被害児については死亡、後遺障害との因果関係を認め、②因果関係を認めた2名の被害児について、被告阪大微研の損害賠償責任を認め、③同じく2名の被害児について、被告国の損害賠償責任も認めた。

被告阪大微研は、第一審判決について控訴せず、2名の被害児については原告らに判決認容額全額を支払い、因果関係を認められなかった1名の被害児についても見舞金を支払ってその両親と和解した。しかし、被告国は、同被告の損害賠償責任を認めた第一審判決を不服として控訴したため、控訴審では原告らと被告国とが主として被告国の損害賠償責任をめぐる争いとなった。

控訴審判決は、第一審判決と同様に、①1名の被害児については因果関係を認めず、他の2名については因果関係を認め、②被告国の損害賠償責任についても2名の被害児について認めたが、③原告らに対しては被告阪大微研から第一審判決後に損害賠償金が全額支払われていることを理由として、全ての原告について主文では請求を棄却する判決をした。

4 訴訟における到達点

控訴審においては、原告全員の請求が主文では棄却されたが、このうち2名の被害児については、第一審判決において損害賠償請求が認容され、被告阪大微研がこれを全額支払済みであるという理由（弁済の抗弁の成立）により請求が棄却されたに過ぎず、被告国の損害賠償責任については理由中で認められている。したがって、第一審判決及び控訴審判決の判断内容は基本的には同一である。

両判決の到達点及び問題点は次のとおりである。

まず、評価すべき点は、①2名の被害児について予防接種と死亡、後遺障害との因果関係を認めたこと、②2名の被害児について上記のような被害が生じた原因が被告阪大微研による製造方法の無断変更にあると認定し、同被告の法的責任を認めたこと、③被告国についても上記のような製造方法の無断変更が起こらないよう被告阪大微研を監督すべき条理上の義務があったにもかかわらず、これを怠ったとしてその法的責任を認めたことである。2名の被害児については、控訴審判決の主文で請求棄却（弁済の抗弁による）となっているため、被告国は上告できず、上記の司法判断が確定する結果となった。

他方で、問題点としては、①1名の被害児について予防接種と死亡との因果関係を認めず、死亡の原因は直前のインフルエンザ感染にあると認定したこと、②被告国の法的

責任として被告阪大微研の条理上の監督義務違反を認めたものの、被告国自身が多数の副反応報告に接しながら接種を実施し続けたことについての責任が認められていないことなどが挙げられる。

上記のうち、1名の被害児の死亡とワクチン接種の因果関係については、現在、上告受理申立をして最高裁で争っているところである。上記の被害児については、確かに死亡直前にインフルエンザに感染したことをうかがわせる兆候（ウイルス抗原の検出）があるが、これが直接の死亡原因になったことを裏付ける具体的な証拠はない。他方、上記被害児は、ワクチン接種直後から、麻疹様のコプリック斑と40度を超える発熱、無菌性髄膜炎による入院という連続する副反応を経験しており、上記2つの副反応についてはいずれもMMRワクチンによるものと認定されている。このような先行する2つの副反応があるのに、これと被害児の死亡とは無関係とし、直前に感染した可能性があるインフルエンザのみが原因とする第一審、控訴審判決の認定には承服しがたいものがある。

また、被告国の責任については、原告は、①製造承認段階の過失、②薬事法に基づく規制権限（緊急命令）を行使しなかった過失、③予防接種実施主体として接種の一時見合わせ措置を取らなかった過失、④被告阪大微研を条理上監督すべき義務を怠った過失を中心的に主張していたが、第一審、控訴審判決は、④の責任のみを認めたのみで、他の責任は静めなかった。しかし、平成元年のMMRワクチン導入当初から多数の副反応報告が厚生省に寄せられていたにもかかわらず、このような報告を軽視し、接種を漫然と実施し続けた被告国の責任が認められていないことは不十分であり、この点については、1名の被害児の両親が上告受理申立をしているところであるので、判決理由中で最高裁が判断を示してくれることを期待している。

（出典：薬害対策弁護士連絡会『薬害対策弁護士連絡会活動報告書』06.8.24）

＊ 引用者による注

本文中、財団法人阪大微生物病研究会の略称を「阪大微研」としているが、別の研究機関である大阪大学微生物病研究所と区別する意味で、これまで報道においては「阪大微研会」と略称されてきた。

別紙 2

MMR被害児を救援する会ニュース (抜粋) 第43号 2006・6・26

MMR被害児を救援する会事務局

<連絡先> 会事務局 豊中市職員組合事務所内

TEL 06-6858-2596

FAX 06-6846-5851

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3-1-1

(夜間) 勢馬 TEL 072-761-5772

大阪高裁がA君に不当判決。最高裁に上告しました。今後も支援をお願いします。

MMR大阪訴訟のホームページも見てください。

<http://www.ne.jp/asahi/kr/hr/mmr/>

4月20日大阪高裁控訴審の判決が出ました。ワクチン接種とA君死亡との因果関係を否定する第一審同様の不当判決でした。4月27日原告・弁護団会議でA君の上告を決めました。大輔君、花さん事件では勝訴が確定しましたので上告はA君事件のみとなります。裏面にA君の親が記した「上告への思い」を載せています。1家族が国を相手に闘い続けることになります。当会は勝訴した2家族と共にこの訴訟を支援します。皆様の引き続く支援をお願いします。

控訴審ではワクチン接種とA君死亡との因果関係が最大の争点でした。原告はワクチン接種後、麻しんワクチン特有の発熱・発疹、おたふくかぜワクチンによる無菌性髄膜炎で全身状態が悪化して行った経過を示し、インフルエンザウィルスによる脳症が死亡の直接の原因だったとしてもワクチン接種による全身の免疫機能の低下が死亡の大きな原因だったと主張しました。名倉宏東北大学名誉教授による鑑定では、免疫機能の司令塔とも言えるべき腸管のリンパ機能が何らかの要因で破壊されていたことが示されました。これはA君の両親が「MMRワクチンを打ってから体質が変わってしまったように次々と病気になった」「インフルエンザにかかったとしても、ふつうの元どおりの元気な体ならあんなに悲惨に血を吐いて死んでいってしまうようなことはなかった」と訴えていることとも合致します。しかし、大阪高裁は「原告の主張は推測の域を出ない」と切り捨てました。A君はワクチン接種時健康でした。その65日後死亡したことにワクチンが何の関係もなかったと言い切れるのか。この素朴でしかし最も基本的な問いかけに大阪高裁は答えませんでした。国は一人の被害者ぐらい無視して踏みつぶせると考えているかもしれません。最高裁に答えさせなければなりません。

一方、控訴審判決は第一審以上に国の指導監督義務違反を認定しています。これを武器にワクチンワーク全国、全国薬害被害者団体連絡協議会の皆さんと共に厚生労働省への申し入れを検討します。

「上告への思い」

(死亡児A君の両親)

4月20日、大阪高裁の判決が出ました。

それは、私達家族にとってまたもや「落胆」させられた日でした。

うちの長男がああMMRを受けてから、ずっとこんな思いの連続です。

MMRを受けたあと熱を出してしまった日。

そして、入院に至ってしまった日。

その病院の先生達から、この無菌性髄膜炎とMMRの因果関係について証拠なんかない、と言われ続けた入院中の日々。

3週間もの入院後、やっと退院できたと思った矢先、また翌日に下痢と嘔吐がひどくなり脱水症状をひきおこし、また病院で点滴を受けなければならなくなった時。

そして、闘病もむなしく、ついに力尽きて亡くなってしまった日。

その後、豊中市を通じて国に提出した予防接種健康被害救済制度の回答を3年間も待たされたあげく死亡との因果関係を否定されてしまった日。

今、思い返してもほんとうにつらい日々の連続でした。

私達は納得がいかず、何か少しでもほんとうの事を知りたい、との思いから、他には手段がなく裁判にふみきました。裁判所の方々に私達の思いを救ってもらえることを願って…。

けれども、大阪地裁での判決はまた同じようなもので、決して納得できるものではありませんでした。

私達はなすすべもなく大阪高裁に控訴しましたが、またもやこんな結果になってしまいました。

MMRさえしていなかったら、絶対にこんなことにはなっていなかったのに！

なぜ、他の病気のせいにされてしまうのでしょうか。

しかも、それが家族からのものだなんてひどすぎると思います。

国が許可してやっていた予防接種を100%信用して受けて、このような不幸なことになってしまったのに。それが欠陥ワクチンだったとわかって、なぜ何もしてくれないのでしょうか。なぜ、あやまってくれないのでしょうか。裁判所の方々にもなぜわかってもらえないのでしょうか。紙に書いてある事を読んだだけでどれだけの事がわかってもらえたのでしょうか。

MMRを受けてから一変してたいへんになってしまった私達の生活を見てほしかったです。

接種してしまった前の日まで時間をもどす事ができたらいいのにと何度も思いました。

上告しても良い判決を得られるかどうかはわかりません。

またまた、いやな思いをしなければいけないかも知れません。でも、たたかう手段があるかぎり、私達家族はその道を選びたいと思いました。MMRを受けるまではとっても元気だったのに、たった1才半で亡くなってしまった息子のために…。

微力な私達ですが、また皆様の御指導、御支援を頂ければ幸いに思います。

よろしくお願い致します。

別紙 3

2006 年 8 月 2 4 日

厚生労働大臣 川崎二郎様

MMR 被害者と家族

7 原告 記名?

MMR 被害児を救援する会

事務局長 記名?

MMR ワクチン被害の責任等について（要求）

4 月 20 日に本訴訟控訴審の判決が大阪高裁で出ました。判決は 3 被害と MMR 接種との因果関係を認め、国の過失責任を指摘しました。私たちは 2003 年 3 月 3 日ワクチントーク全国、全国薬害被害者団体連絡協議会と共に被害についてその責任を認め、速やかに謝罪し、損害を賠償すること等を要求しましたが、貴職は責任、謝罪について係争中を理由に回答しませんでした。控訴審判決で 1 被害の死亡と接種との因果関係を除いて確定しましたが、4 か月を経過する現在まで貴職から被害者に謝罪の言葉がありません。一方、ワクチン製造業者に対する指導監督義務違反についてはその反省と改善策検討には十分な日時が経過しました。本日の薬害根絶デーにあたり次のとおり要求します。

記

1. ワクチン製造業者に対する指導監督義務違反について、控訴審判決を受けて阪大微生物病研究会に対する貴職の義務違反の事実、責任、反省を明らかにすること。
2. 今後全ての予防接種で、ワクチン製造業者を十分に指導監督することを国民に約束し、控訴審判決が「一般的な行政指導権限、薬事法に定める立入検査、緊急命令、同製造承認及び製造承認の取消等の権限や、ワクチンの発注者としての契約上の地位などに基づいて、ワクチン製造業者に薬事法の製造承認制度に関する指導を継続的に行い、製造現場の立ち入り検査や製造担当者への個別指導などを行うことにより、薬事法に基づいて承認を与えた方法でワクチンが製造されていることを確認するとともに、これを遵守するよう指導するなどの方法により、これを行うべきもの」と指摘した指導監督の改善方法と実施状況を提示すること。
3. 上記反省と被害を再発させない決意を持って、3 被害の被害者家族に貴職が出向いて謝罪すること。
4. 同様に、MMR 接種の全被害者少なくとも健康被害認定者に貴職が謝罪すること。謝罪の方法を提示すること。
5. 全ての予防接種における安全確保のために、副作用情報の迅速な収集、その評価と活用 of 体制づくりに努めること。第 11 回予防接種に関する検討会（2006 年 1 月 27 日）で了承の「副反応報告の活用について」で示された副作用情報の収集と評価・公

表、安全確保に関する考え方がどのような日程と手順で具体化されるのか提示すること。

6. 全ての予防接種における安全確保のために、重大な副作用が疑われた際、迅速に接種中止の判断を行い、被害を最小限にとどめる体制づくりに努めること。

＜連絡先＞ MMR 被害児を救援する会事務局長 勢馬(せいま) 彰

豊中市職員組合事務所内

TEL06-6858-2596

FAX06-6846-5851

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚 3-1-1